

諮問番号：諮問第137号

答申番号：答申第137号

答申書

第1 審査会の結論

久留米市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人の孫の児童扶養手当差止めの理由が、同居している長男の年収が増えているというものである。生活費を全額もらって生活している訳ではない。月に2万ぐらいで、どうして生活していくのか。給食費も全額支払わなくてはいけなくなり、どうすればいいのか。これからもっとお金がかかるのになんのための手当なのか。市に言ってもこうなっている。長男が仕事をやめたり、住所をかわればもらえる。おかしくないか。本当に困っている人に出す手当ではないのか。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、養育者である審査請求人に対し、同人と同居している長男の所得により児童扶養手当の支給を停止したことの是非にある。

1 養育者に対する児童扶養手当の所得による支給制限の対象となる扶養義務者については、養育者の生計を維持している扶養義務者とされているが（法第11条）、生計を維持するとは、直接又は間接にその者の生計の全部又は大部分を負担していること

をいうものであるとされている（児童扶養手当及び特別児童手当関係書類市町村審査要領について（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）別冊児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（以下「要領」という。）第1の2の(3)のイ）。

本件をみると、処分庁は、養育者である審査請求人と同住所である長男の所得額が、世帯の総所得額の7割以上を占めることから、長男を所得による支給制限の対象となる扶養義務者として認定した旨を述べている。

ところで、所得による支給制限は、障害児福祉手当においても設けられているが、「障害児福祉手当は、全額が公費で賄われる福祉施策であり、特別児童扶養手当、その他の関連諸制度においても所得制限が設けられていることを考慮し、受給資格者及び扶養義務者の所得による支給制限を行うこととしている」ものであって（厚生省児童家庭局長 坂本龍彦『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』255頁（中央法規出版株式会社、昭和62年））、その趣旨は児童扶養手当における所得による支給制限と同様であり、また、障害児福祉手当における扶養義務者の所得による支給制限に係る法律の規定の内容は、児童扶養手当におけるものと同様である（法第11条及び生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項並びに特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第21条）。

そして、障害児福祉手当の所得による支給制限の対象となる扶養義務者の認定については、「「生計維持」とは、生計に要する費用の大半を負担している状態を指すものであるから、結論的には個々に受給者を含む生計の実態に基づき判断することになるが、一般的には、同一居住の事実があるときは、事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中軸となる者は、扶養義務者と認定して差し支えない。」と、また、この「事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中軸となる者」については、「一般的には当該世帯の世帯主、又は最多収入者」とされている（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引』（中央法規出版株式会社、平成10年。以下『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引』という。）40頁）。

このことに照らすと、処分庁の認定を不合理ということはできないものと解される。

2 そうであれば、扶養親族等のない長男の平成30年度分の県民税に係る総所得金額

等合計額から80,000円を控除した金額は2,682,400円であり2,360,000円（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第8項に規定する所得制限限度額）以上であるため、法第11条及び改正法附則第6条第1項の規定により、審査請求人の児童扶養手当は平成30年8月から平成31年10月まで支給されないことになるのであるから、処分庁が本件処分により児童扶養手当の支給を停止したことは、違法又は不当とは認められない。

3 なお、審査請求人は、長男から生活費を全額もらって生活している訳ではない、月に2万ぐらいでどうして生活していくのか、と主張しているが、この主張について、処分庁は、本件審査請求において初めてされたものと主張しており、これに対し、審査請求人の反論はない。このことから、この審査請求人の主張は、本件処分当時には処分庁に対してなされていなかったものと認めるのが相当である。

この点について、審査請求が、処分に対する事後審査制度の一環として位置付けられていることからすると、裁決の違法又は不当の判断の基準時は、処分時と解するのが相当である（京都地方裁判所平成7年11月24日判決・判例自治法149号80頁参照）。

したがって、仮に、審査請求人の主張するような事情があったとしても、そのことは、本件審査請求の裁決の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではないと解される。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年11月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月7日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、処分庁が、養育者である審査請求人に対し、同人と同居している長男の所得により児童扶養手当の支給を停止したことの是非にある。

1 養育者に対する児童扶養手当の所得による支給制限の対象となる扶養義務者につ

いては、養育者の生計を維持している扶養義務者とされているが（法第11条）、生計を維持するとは、直接又は間接にその者の生計の全部又は大部分を負担していることをいうものであるとされている（要領第1の2の(3)のイ）。

本件をみると、処分庁は、養育者である審査請求人と同住所である長男の所得額が、世帯の総所得額の7割以上を占めることから、長男を所得による支給制限の対象となる扶養義務者として認定した旨を述べている。

所得による支給制限は、障害児福祉手当においても設けられており、その趣旨や扶養義務者の所得による支給制限に係る法律の規定の内容は、児童扶養手当におけるものと同様である（法第11条及び改正法附則第6条第1項並びに特別児童扶養手当の支給に関する法律第21条）。

そこで、障害児福祉手当の仕組みについてみると、障害児福祉手当の所得による支給制限の対象となる扶養義務者の認定については、「生計維持」とは、生計に要する費用の大半を負担している状態を指すものであるから、結論的には個々に受給者を含む生計の実態に基づき判断することになるが、一般的には、同一居住の事実があるときは、事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中軸となる者は、扶養義務者と認定して差し支えない。」と、また、この「事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中軸となる者」については、「一般的には当該世帯の世帯主、又は最多収入者」とされている（『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引』40頁）。

このことに照らすと、処分庁の認定を不合理ということはできないものと解される。

2 そうであれば、扶養親族等のない長男の平成30年度分の県民税に係る総所得金額等合計額から80,000円を控除した金額は、児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する所得制限限度額以上であるため、法第11条及び改正法附則第6条第1項の規定により、審査請求人の児童扶養手当は平成30年8月から平成31年10月まで支給されないことになるのであるから、処分庁が本件処分により児童扶養手当の支給を停止したことは、違法又は不当とは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 谷本 拓也